

広告審査に係る審査基準の見直しについて

背景

- 2019年にインターネット広告（「ネット広告」）が2兆1048億円となり、初めてテレビ広告を抜き、ネット広告費は、社会のデジタル化を背景に高い増加となっており、2022年度は前年比114.3%の3兆912億円に達し、日本の総広告費全体の43.5%を占めている。
- 協会員もネット広告を利用した企業イメージ広告、勧誘広告等を展開しており、協会も自主規制機関としてネット広告に関する取り決めを行い、今後、協会員がネット広告を推進するに際し、自主的に遵守することを推奨する自主規制規則等を協会員に周知する必要がある。

課題認識

現状の広告審査基準には、自社Webサイト設置に際し、商品を紹介するページについて貸金業の業務に関する広告の遵守事項、留意事項が規定されているに過ぎないため、ネット広告における広告審査基準の遵守事項等がない。

広告審査に係る審査基準の見直しについて

改正趣旨

- 現状、ネット広告を実施している協会員の実施内容を指標にして、当該実施内容を規定化し、ネット広告に関する適正な運用を他の協会員にも遵守することを推奨する。
- 全体的な構成を見直し、遵守事項等の明確化を図る。（審査対象媒体における審査基準の内容に原則変更は無い）

改正内容

- 現状の「広告審査に係る審査基準（以下「審査基準」）」を「協会運営規則」から「貸金業者の広告に関する細則（以下「細則」）」に格上げし、「自主規制基本規則（以下「基本規則」）」の下部規程とする。
- 基本規則及び審査基準の規定を細則に移設・集約し、視認性を向上させる。
- 基本規則に広告及び勧誘に関する目的の明示、定義の類型化、細則の制定・遵守、広告の管理上の措置等を追記し、内容の拡充化を図り、基本規則と細則の遵守規程の主従関係の位置づけを明確にした。

【事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針】

【貸金業者の広告に関する細則】 1. 1. (1)において明確化された「不当景品類及び不当表示防止法（以下、景表法）その他の適用のある法令並びに告示及びガイドラインその他の準則を遵守する」の解説

景表法第26条における管理上の措置として、平成26年11月に表示事項を適正に管理するための体制と整備、その他の必要な措置に関して事業者に義務付け、それらを講じるためのガイドラインとして、1. の指針が示されました。

また、令和4年6月に、アフィリエイト広告のように広告を外部に委託する場合の管理上の措置の具体的事例としての一部改正があり、2. が追加されました。

1. <事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成26年11月）>

- ①景表法の考え方の周知・啓発
関係役員や従業員に対する景表法に関する周知・啓発を行う。
- ②法令遵守の方針等の明確化
景表法を含む法令遵守の方針や必要な手順等を明確化する。
- ③表示等に関する情報の確認
商品・サービスの長所や要点を積極的に表示する場合は、当該表示の根拠となる情報を確認する。
- ④表示等に関する情報の共有
③で確認した情報を、当該表示に関係する各組織部門が必要に応じて共有し確認できるようにする。
- ⑤表示等を管理するための担当者等を定めること
表示等を適正に管理する担当者または担当部門をあらかじめ定める。
- ⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置をとること
対象商品・サービスの供給期間において、③で確認した情報を事後的に確認するために、資料の保管等必要な措置をとる。
- ⑦不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応
景表法違反やそのおそれがある事態が発生した際、迅速に事実関係の詳細な確認、一般消費者の誤認排除、再発防止などの措置をとる。

【事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針】

2. <事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部改正（令和4年6月）>

- ①景品表示法の考え方の周知・啓発
 - ・自らまたはASP等を通じて、アフィリエイトに対して景表法の考え方を周知・啓発
- ②法令遵守の方針等の明確化
 - ・法令遵守の方針に違反した場合の具体的な措置(契約解除、成果報酬の支払い停止等)について契約で明確にしておくなど
- ③表示等に関する情報の確認
 - ・アフィリエイトに作成を委託した表示等を事前に確認することなど
- ④表示等に関する情報の共有
 - ・表示内容の方針や表示の根拠となる情報を、アフィリエイトと事前に共有
- ⑤表示等管理するための担当者等を定める
 - ・自社内で表示等を管理する担当者についてアフィリエイトに対しても周知
 - ・管理担当者はアフィリエイトに対しても景表法について周知・啓発
- ⑥表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を取る
 - ・アフィリエイト広告を行う事業者が表示等を含めた資料の保管など
- ⑦不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応
 - ・消費者からの相談窓口の設置
 - ・不当な表示の早期是正・削除やアフィリエイトとの契約解除
- ①～⑦以外の措置の追加
 - ・アフィリエイト広告が事業者の広告であることを明示するため、自らとアフィリエイトとの関係性を一般消費者が明確に理解できるように、「広告」という文言の表示が望ましい
 - ・(留意点)「広告」という文言の①表示位置(最初に見る位置に表示)、②大きさ(見ているページの文字の平均的な大きさ)、③色(背景と比べて明確に区別できる色)

アフィリエイト広告を行う事業者にとっては、アフィリエイト広告であっても表示主体者は自社となる（広告主が表示内容の決定に関与している場合（アフィリエイトに表示内容の決定を委ねる場合を含む）には、景表法上、広告主が行った表示とされる）ので、アフィリエイトとの契約確認、情報の共有と管理、景表法の啓発促進、また、不当表示が明らかになった場合の迅速・適切な対応の措置を図る必要があり、ASPが仲介する場合も同様である。

広告審査に係るFAQ

広告出稿審査全般について

1	広告出稿審査に何日くらいかかりませんか？	原則として、受付をしてから4営業日以内に回答いたしますが、場合によってはこれよりも時間がかかる場合があります。余裕をもって申請してください
2	審査結果はどのような形でいただけますか？	承認可否に関わらず、EメールもしくはFAXで回答します。
3	広告出稿審査の「対象」となるのはどのような広告でしょうか？	次に掲げる(1)(2)の両方に当てはまる広告です。 (1) 無担保無保証の個人向け貸付の広告 である。 (2) テレビCM、新聞※、雑誌※、電話帳※のいずれかである。 ※新聞：全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙 ※雑誌：定期的に刊行しているもの （自社顧客向けの刊行物、自社パンフレットなどは対象外です） ※電話帳：東日本電信電話（株）および、西日本電信電話（株）が発行する「タウンページ」
4	広告出稿審査の「対象外」となるのはどのような広告でしょうか？	例えば以下のような広告は、広告出稿審査の対象外となります。 ・ 自社顧客向けの刊行物 ・ パンフレット ・ 不動産担保の広告※ ・ 事業者向け貸付の広告※ ・ チラシ、ダイレクトメール ・ インターネット ※電話帳に広告を掲載する場合は、不動産担保や事業者向け貸付等、広告出稿審査の対象外広告であっても、協会ですべて事前確認を行います。（詳しくは後述Q A「電話帳広告について」をご覧ください）
5	審査対象外の広告であれば、好きに作ってよいのでしょうか？	好きに作ってよいということはありません。 「貸金業者の広告に関する細則」では、インターネットやチラシ等、広告出稿審査の対象外広告についても所定のルールを定めていますので、これに従って対応する必要があります。 また、個人向け無担保無保証貸付以外の貸付広告についても、自主規制基本規則の趣旨を踏まえた対応をするように求めています。従いまして、広告の作成時には「貸金業者の広告に関する細則」を順守した対応が求められます。
6	ホームページを作成予定だが、広告出稿審査は必要でしょうか？	広告出稿審査は不要です。 （注意） 広告、勧誘をする際に表示等をするホームページアドレス、電子メールアドレス、営業所等の電話番号その他連絡先は、事前の届出義務事項（法第8条1項）ですので、ご注意ください。

広告審査に係るFAQ

申請について

7	既に承認番号を付与された広告で、登録番号の更新回数が増えた場合、再審査申請が必要でしょうか？	登録番号の更新番号のみの変更であれば、再申請は不要です。 ※電話帳広告の場合は、広告周期の更新時毎に広告出稿審査が必要になります。 (No.15ご参照)
8	既に承認番号を付与された広告を、ほんの少しだけ変更するが、再度広告出稿審査申請が必要でしょうか？	キャッチコピーや貸付条件等が1文字でも変更になる場合は、再度広告出稿審査申請が必要とお考えください。 (上記の通り登録番号の更新番号のみの変更であれば、再申請は不要です)
9	広告出稿審査はどのように申請すればよいでしょうか？	申請時の提出資料と提出方法、提出先は以下の通りです。 【提出資料】 ①広告出稿審査申請書（ホームページよりダウンロードしてください） ②原稿（手書きの原稿は受付できません） 【提出方法】 Eメール、郵送、Webフォームのいずれか（新規申請時FAXは不可） 【提出先】 日本貸金業協会 会員業務部 広告審査課 ●Eメールによる提出 koukoku@j-fsa.jp （件名を「広告出稿審査申請」としてください） ●郵送による提出 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F ●Webフォームによる提出 https://area18.smp.ne.jp/area/p/pbsd3rftbr7mbof5/c0vt6D/login.html
10	一度に何種類のデザインの原稿を申請できますか？	申請書式の別紙（同Excelファイルの別シート）を使えば10点まで申請できます。
11	申請書にある種別の「新規」「改善分」はどのように考えればよいでしょうか？	●新規：その内容の広告を始めて審査に出す場合。 ※過去に承認された広告の一部変更も新規になります。 ●修正：審査申請を提出した結果、承認されず協会から「改善要請」となった広告原稿を訂正し、再度申請をする場合。
12	原稿のサイズはどのように測ればよいでしょうか？	縦(≒)×横(≒)で広告面積を計算して、申請書に記入してください。 なお、同じ原稿で複数サイズがある場合は、すべてのサイズを記入し、提出する原稿は最小サイズのものををご用意ください。
13	申請書にあるサイズの「一般」「雑報」はどのように区別すればよいでしょうか？	●一般：面積が12,160mm ² （≒全1段）より大きい広告が該当します。 ●雑報：面積が12,160mm ² 以下の広告が該当します。

広告審査に係るFAQ

電話帳広告について

14	広告出稿審査対象外の広告ですが、電話帳の発行会社より、協会の確認が必要と言われました。どのようにすればよいのでしょうか？	上記「申請について (No.9)」と同じ手順で協会へ申請してください。確認の結果、「審査対象外の広告」と確認された場合は、その旨の通知書をFAXにてお送りします。
15	電話帳広告で、前回掲載時と同じサイズで同じ内容ですが、再度広告出稿審査は必要でしょうか？	電話帳広告については、広告周期（12ヶ月・18ヶ月等）の更新時に掲載を継続する場合、広告出稿審査が必要になります。 (広告出稿審査対象外の広告も同様に、更新時毎に事前確認を行います)

ロゴ・シンボルマークについて

16	ロゴ・シンボルマーク（協会マーク）を使いたいのですが、どうすればよいですか？	「ロゴシンボルマーク使用申請書」をEメールもしくはFAXにてお送りください。 【送信先】 日本貸金業協会 会員業務部 広告審査課 Eメール：koukoku@j-fsa.jp FAX：03-5739-3027
17	ロゴ・シンボルマークはどのように受け取るのでしょうか？	申請書を受付後、記入されたEメールアドレス宛にデータファイルをお送りします。Eメールが使えない場合ない場合は、プリントアウトしたものを郵送します。

その他

18	文字サイズの9級とはどれくらいの大きさでしょうか？	おおよそ6ポイントになります。 詳しくは広告代理店等にお尋ねください。
19	景表法第26条における管理上の措置とは？	不当景品類及び不当表示防止法 (事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置) 第二十六条第一項 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。